

協定締結医療機関の長 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

協定締結医療機関の公表について(周知)

本県の感染症対策行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律」が公布され、新型コロナウイルス感染症に対応した経験等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関等との間で協定を締結する仕組みが法定化されたところです。

本県では、協定締結を円滑に進めるため県医師会等と共催で説明会を開催し、国が定めた協定締結の期限である令和 6 年 9 月末に向け、協定締結を進めております。

この度、感染症法第 36 条の 3 第 5 項に基づき、令和 6 年 5 月 2 日(木)から下記の県ホームページにて協定締結医療機関を公表しますのでお知らせします。

記

1 公表を行う県ホームページ

「医療措置協定について」

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kyoutei-home.html>

※ページ下段に「協定締結医療機関の公表について」として 5 月 2 日(木)から掲載予定

2 公表内容

- ・医療機関名
- ・保険医療機関番号
- ・所在市町村名
- ・各協定のメニュー(確保病床、発熱外来、自宅療養者への医療提供等)
- ※ 詳細については上記ホームページをご覧ください
- ※ 必要に応じて公表内容を変更することがあります

3 更新予定等について

- ・医療措置協定に係る手続きの状況等に合わせ、月 1 回程度の更新を予定しています。
- ・薬局、訪問看護事業所との協定締結状況についても 5 月中の公表を予定しています。

(参考) 感染症法第 36 条の 3 第 5 項

都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

【担当】 感染症対策・薬務課  
渡辺、安藤、松澤、江端  
電話 : 025-280-5200  
E-mail : [ngt040330@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt040330@pref.niigata.lg.jp)